

平成23年第1回定例会

防災農水商工常任委員会説明資料

頁

◎所管事項説明

1	第3次三重地震対策アクションプログラム(中間案(修正))について・・・	1
2	三重県中小企業事業継続計画モデル(最終案)について・・・	6
3	傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用について・・・	8
4	消防の広域化について・・・	11
5	三重県業務継続計画(中間報告)について・・・	13
6	三重県復旧・復興マニュアル(仮称)(中間報告)について・・・	17
7	地域防災力向上に向けた取組について・・・	21
8	審議会等の開催状況について・・・	25

別冊1	第3次三重地震対策アクションプログラム(中間案(修正))
別冊2-1	三重県中小企業事業継続計画モデル(製造業向け入門編)
別冊2-2	三重県中小企業事業継続計画モデル(製造業向け標準編)
別冊2-3	三重県中小企業事業継続計画モデル(商業・サービス業向け入門編)
別冊2-4	三重県中小企業事業継続計画モデル(商業・サービス業向け標準編)
別冊2-5	三重県中小企業事業継続計画モデル活用ガイド
別冊3	三重県業務継続計画(中間報告)
別冊4	三重県復旧・復興マニュアル(仮称)(中間報告)

平成23年3月8日

防災危機管理部

1 第3次三重地震対策アクションプログラム(中間案(修正))について

1 検討経緯及び最終案の作成

第3次三重地震対策アクションプログラムは、第2次三重地震対策アクションプログラムにおける成果と課題を反映するとともに、「減災」に重点を置いた、新たな行動計画として策定することとし、平成22年12月に中間案を取りまとめました。

中間案については、防災農水商工常任委員会でご議論いただき、パブリックコメントや市町からの意見、第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会での意見等を踏まえて、修正を行いました。

当初の計画では平成23年3月までに最終案をまとめ、公表する予定でしたが、平成23年度当初予算が骨格的予算となったことから、現時点においては「第3次三重地震対策アクションプログラム(中間案)」第1章について一部修正を加え、「中間案(修正)」版を作成しました。

今後は、公表に向けて最終案をまとめ、防災農水商工常任委員会や第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会等でご審議いただくこととします。

2 第3次三重地震対策アクションプログラム(中間案)からの変更点

地震対策における「三重県の減災目標」に直結する取組をまとめた重点アクションについて、中間案から、次のとおり変更いたしました。

- (1) 重点アクションにおける「目標項目」、「各年度ごとの目標値」を記載しました。【第1編 第4 重点アクション】
- (2) 重点アクションの進行管理において「平成26年度まで各年度ごとの死者数の減災目標人数」を記載しました。【第1編 第4 重点アクション】



3 策定後の進行管理について

アクションの実効性を確保するために、主担当部がすべてのアクションに目標値を設定して毎年度目標達成に向けた進行管理を行います。

特に、重点アクションは、その成果が「三重県の減災目標」の達成に重要な役割を果たすことを踏まえ、毎年度、構成アクションの各目標値を進行管理していくとともに、減災目標の達成状況の確認を行います。

さらに、重点アクションについては、地震対策に精通した学識経験者など専門家による進行状況の確認を行い、推進方法・減災効果について、評価・助言を得て、以降の重点アクションの見直しに反映させることとします。

これまでの取組（H19～22） による達成人数（内訳）			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	減災人数合計
1,090人	住宅の耐震化等による減災人数	490人	83人	83人	83人	83人	820人
	4年間の小計 330人						1,580人
	津波避難意識の向上による減災人数	180人	215人	215人	215人	215人	
	津波避難施設の整備による減災人数	420人	30人	30人	30人	30人	
4年間の小計 980人						2,400人	

平成26年度までの減災目標 死者数 2,400人減

4 その他（三重風水害等対策アクションプログラムの数値目標見直しについて）

県では、従来から行っていた風水害等対策を総点検するとともに、近年の気候変動に対応した、風水害に対するソフト及びハード対策を計画的に推進するため、「三重風水害等対策アクションプログラム」を平成22年3月に策定しました。

このアクションプログラムでは、これまで地震対策で育んできた「自助」「共助」「公助」の理念を基本とし、「防災文化の醸成」「被害の軽減（減災）」「応急体制及び復旧体制の確立」を施策目標として掲げ、210のアクションを体系づけています。

このうち「県民しあわせプラン第二次戦略計画」「第2次三重地震対策アクションプログラム」に関連した取組は平成22年度の目標値としていることから、今年度内に目標値を見直すこととしていましたが、第3次三重地震対策アクションプログラムの策定と合わせて目標値の見直し等を行うこととします。

5 第3次三重地震対策アクションプログラム検討経過

(1) 第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会

第1回	平成22年	8月12日(木)	部会の運営、第2次の検証
第2回	平成22年	9月10日(金)	素案の検討
第3回	平成22年	11月24日(水)	中間案の検討
第4回	平成23年	2月21日(月)	中間案(修正)の検討

(2) 三重県防災事業推進懇話会

第1回	平成22年	7月4日(日)	策定方針等について
第2回	平成23年	2月7日(月)	中間案の検討

(3) 市町への意見募集

平成22年12月15日(水)～平成22年12月24日(金)

(4) パブリックコメント

平成22年12月17日(金)～平成23年1月14日(金)

*市町、パブリックコメントの意見については別紙のとおりです。

【参考】第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会委員(17名)

委員長	河田 惠昭	(関西大学理事・社会安全学部長・教授)
委員	青木 薫	(三重県市長会 鈴鹿市防災安全課長)
	畔上 三代守	(気象庁津地方気象台長)
	伊藤 真理	(東員町社会福祉協議会)
	川北 悟司	(三重県消防長会会長)
	川口 淳	(三重大学大学院工学研究科准教授)
	木村 玲欧	(富士常葉大学大学院准教授)
	桑内 利雄	(四日市市民防災隊連絡協議会会長)
	阪本 勉	(中部電力株式会社三重支店総務部長)
	塩井 直彦	(国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長)
	竹田 寛	(三重大学医学部附属病院長)
	谷口 繁喜	(三重県消防協会会長)
	南部 美智代	(災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長)
	服部 哲也	(三重県町村会 東員町防災安全課長)
	福森 清保	(警察本部警備部長)
	横田 真二	(総務省消防庁国民保護・防災部防災課長)
	東地 隆司	(防災危機管理部長)

別紙

市町からの意見・パブリックコメントへの対応

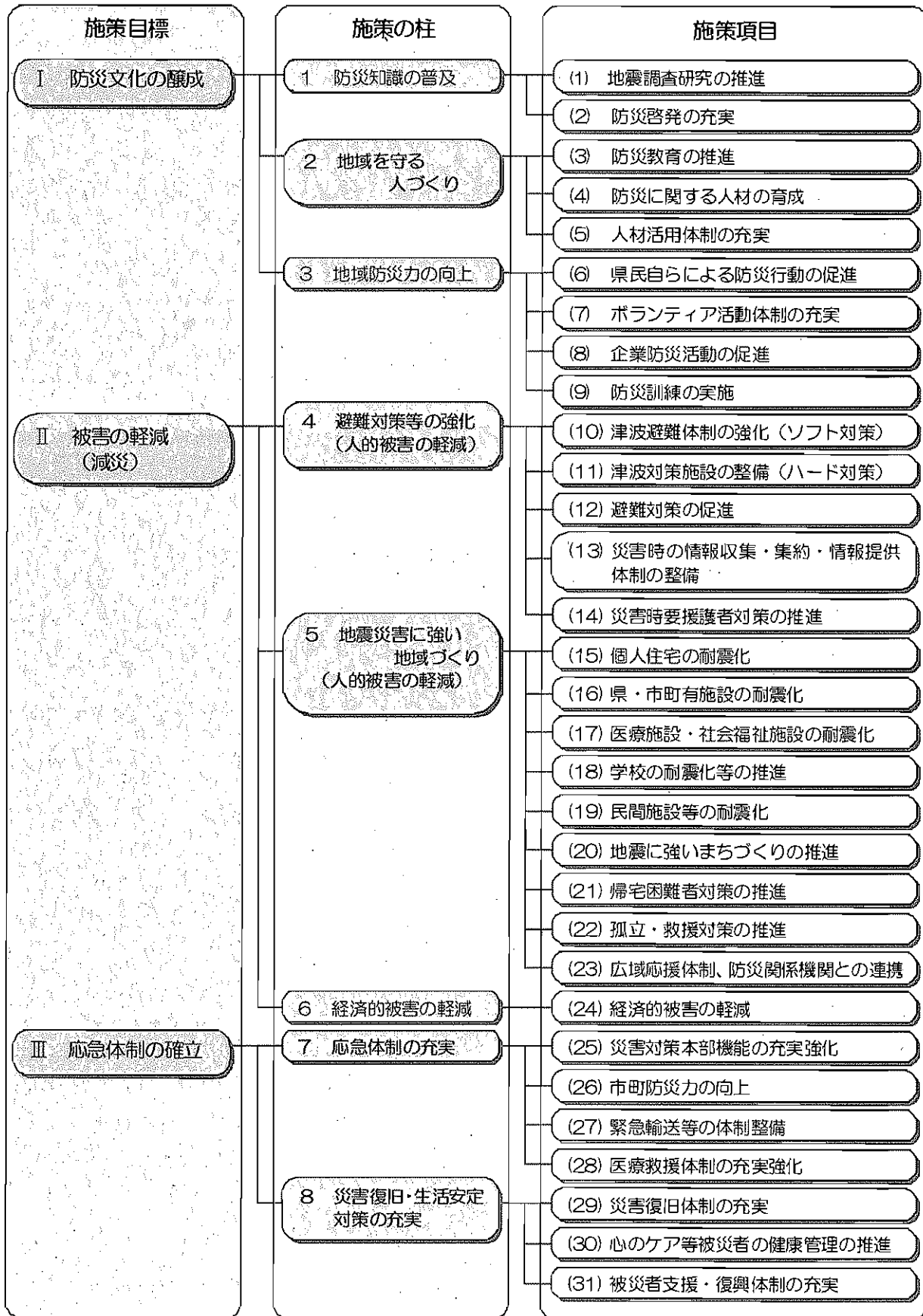
【市町からの主な意見】

意見	対応
避難対策は地震の揺れが収まってから始まるものであるから、避難対策よりも耐震化を進める記載を優先することを検討してほしい。	津波対策はハード整備が重要であることは間違いありませんが、それだけでは十分ではなく、ソフト対策について力を入れていくことこそが、減災目標の達成に大きく寄与することから、「避難対策等の強化」をより重要視した内容、記載順としています。
津波対策について、地域特性等を十分に踏まえた取組を行ってほしい。	県は、市町が実施する津波避難施設や避難路の整備に対する支援、津波避難計画の策定促進等に取り組んでおり、市町により異なる地域特性を踏まえた事業展開は、市町が中心的な役割を担っていただくこととなります。
市町防災力の向上に関し、市町防災力診断は、既に数回診断結果が出ており、すぐに診断結果が反映されるような大きな向上は望めなくなっていることから、市町防災力診断実施回数や診断結果を目標項目とするのではなく、「市町防災力向上勉強会実施回数」を目標項目とする指標を検討してほしい。	市町防災力診断は、市町ごとの強み・弱みを把握することで今後の体制づくり等に活かし、市町の防災力を向上することを目的としています。勉強会の実施回数を目標とすることは勉強会の開催自体が目的となってしまう可能性があるため、中間案のとおり「市町防災力診断結果」を目標項目とします。
市町災害対策本部支援要員の検討で、市町に対し要員を派遣するとされているが、県職員の派遣により市町の人員・ノウハウ不足がどのように解消されるのか、十分に検討・協議が必要と考える。	災害発生時には、状況変化に応じた迅速な災害対応が求められ、住家被害認定など通常業務以外に膨大な業務が発生することから、被災地への支援について全国知事会や他府県でも検討が行われており、本県においても市町と連携し検討を行っていきます。

【主なパブリックコメント】

意見	対応
仮設住宅の準備やがれきの処理方法についてアクションプログラム内で記載してほしい。	アクションプログラムでは記載していませんが、現在策定中の「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」において、緊急の住宅確保やがれき処理について検討を進めています。
災害時要援護者対策について地域での説明を行う場合、三重県が養成している人材（みえ防災コーディネーター等）の活用が有効ではないか。	災害時要援護者対策に限らず、さまざまな防災活動において、県が育成した人材を積極的に活用していただけるよう、市町に働きかけていきます。

第3次三重地震対策アクションプログラム施策体系（案）



2 三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデル（最終案）について

1 三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデル作成の背景

大規模災害を想定して、あらかじめ事業継続計画（BCP）を作成しておくことは、企業自身の防災力向上だけでなく地域防災力の観点からも重要です。

しかしながら、事業継続計画を策定している県内企業の割合は低い状況（22%、平成22年度企業防災力診断）にあり、企業防災力を向上するうえで、大きな課題となっています。

また、「事業継続計画を策定中あるいは策定を検討しているが、苦慮している」企業（11%、同診断）もあり、BCPに取り組みやすい環境を整えることが必要となっています。

こうしたことから、中小企業の経営者に、より積極的に事業継続計画（BCP）の策定に取り組んでいただけるよう、三重県中小企業事業継続計画モデル（最終案）を作成しました。

事業継続計画（BCP）とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

2 三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデルの概要

（1）モデルの種類

製造業向け（入門編、標準編）、商業・サービス業向け（入門編、標準編）の合計4種類のモデルを作成するとともに、BCP普及を目的とした活用ガイドを作成しました。

（2）入門編（災害時対応マニュアル）

すべての企業が第一段階として取り組むべき、入門的なモデルとして作成しています。自社の防災力が不十分な企業が始めに取り組む場合のツールとして、あるいは、自社はBCPを策定済みであるが、今後関連会社や取引先にBCPを推進する場合のツールとして活用されることを想定しています。

（3）標準編（事業継続計画（BCP）モデル）

災害時対応マニュアルを作成済みの企業、または初歩的な災害対策を実施している企業が取り組むべきモデルとして、標準編（BCPモデル）を作成しました。多くの企業がBCP策定の際に参考している内閣府のガイドラインや、中小企業庁の中小企業BCP策定運用指針に示されている項目を比較・検討し、構成しています。

また、モデルを活用してBCPを策定するだけでなく、実効性の伴うBCPとするために必要な、継続して実施すべき取組（BCPの定着や見直し）を記載しています。

3 関連する取組

三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデルの作成と並行して、企業と行政、大学等の連携、相互理解を深める仕組みの構築を目的として、平成 22 年 11 月 15 日に「みえ企業等防災ネットワーク」を設立しました。

平成 23 年 3 月 11 日に設立記念大会を開催し、実質的な活動を開始いたします。

なお、三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデルの作成過程において、「みえ企業等防災ネットワーク」の運営委員からいただいた意見について、モデルの内容に反映させています。

4 今後の対応

平成 23 年度以降、「みえ企業等防災ネットワーク」において、三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデルの普及や活用方法の検討について取り組み、県内企業のBCP策定を促進します。

三重県中小企業事業継続計画（BCP）モデルの構成

（入門編）【災害時対応マニュアル】

- 1 災害対応の基本方針
- 2 災害対策
 2. 1 対象とする災害
 2. 2 災害の影響と備えるべき対策
 - (1) 大規模災害発生時の影響
 - (2) 災害に対する現状把握と必要な事前対策
- 3 災害発生時の対応
 - (1) 災害発生時の対応項目と体制
 - (2) 人命の安全・安心確保に必要な対応

（標準編）【事業継続計画（BCP）モデル】

- 1 災害対応の基本方針
- 2 計画
 2. 1 優先復旧業務の選定・復旧目標の設定
 2. 2 対象とする災害
 2. 3 被害想定
 - (1) 大規模災害発生時の一般的な被害想定
 - (2) 優先復旧業務に必要な経営資源に与える被害
 - (3) 財政面への影響
 2. 4 ボトルネック抽出と対応策検討
 - (1) 災害に対する現状把握と必要な事前検討
 - (2) 対応策（長期的）の実施計画
- 3 事業継続対応
- 4 教育・訓練計画
- 5 点検・是正措置・見直し

3 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用について

1 経緯

消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するため、消防法の改正を受け、本県においては、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下、「実施基準」という。）について、平成 22 年 9 月 14 日に策定・公表し、現在、運用開始に向けた取組を進めています。

2 実施基準の運用

(1) 基本的な考え方

実施基準は地域における現状の医療資源を前提に作られたものであることから、実施基準を有効なものとして運用するためには、実施基準の内容を消防機関、医療機関等、救急医療関係者が理解し、共通の認識の下で地域の実情に応じた方法により運用する必要があります。

そのため、実施基準の運用にあたっては、実施基準の内容を関係者へ周知・教育するとともに、各地域において輪番制等により提供されている現状の救急医療体制に応じた運用方法を作成し、さらに、救急搬送の実施状況を検証し、適切に実施基準の見直しができる体制を構築するなど、運用にあたっての体制の構築が必要です。

(2) 運用開始に向けた取組

① 第 4 回メディカルコントロール専門部会を開催（平成 22 年 10 月 14 日）

実施基準運用のための取組方針を決定

ア 救急隊員が傷病者の観察に用いる「観察基準チェックシート」の作成

イ 搬送状況の適切な検証に用いる「検証に関するガイドライン」の作成

ウ 救急搬送にあたっての医学的指示をまとめた「県プロトコル」の作成

② 第 5 回メディカルコントロール専門部会を開催（平成 22 年 12 月 16 日）

全県での運用開始に向け、上記アイウの内容を決定

③ 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準指導者講習会を開催

（平成 23 年 1 月 23 日）

医療機関や消防機関の関係者が実施基準に基づいて、適切に運用を開始できるよう、地域メディカルコントロール協議会の推薦する医師及び指導的立場の救急救命士を対象に講習会を開催しました。現在、各地域において、当該講習の参加者から医療従事者及び救急隊員への研修を実施しています。

3 今後の対応

地域メディカルコントロール協議会では、平成 23 年 4 月 1 日の実施基準の運用開始に向けて、医療機関及び消防機関の関係者への周知・教育の徹底に引き続き取り組んでいることに加え、実施基準の運用開始後、同基準の検証を行い、必要に応じて実施基準を見直すこととなることから、県としても、傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、三重県救急搬送・医療連携協議会を通じてこれらの取組を支援していきます。

実施基準策定から運用までのフロー

周 知

- 周知の範囲
- 周知の手段

教 育

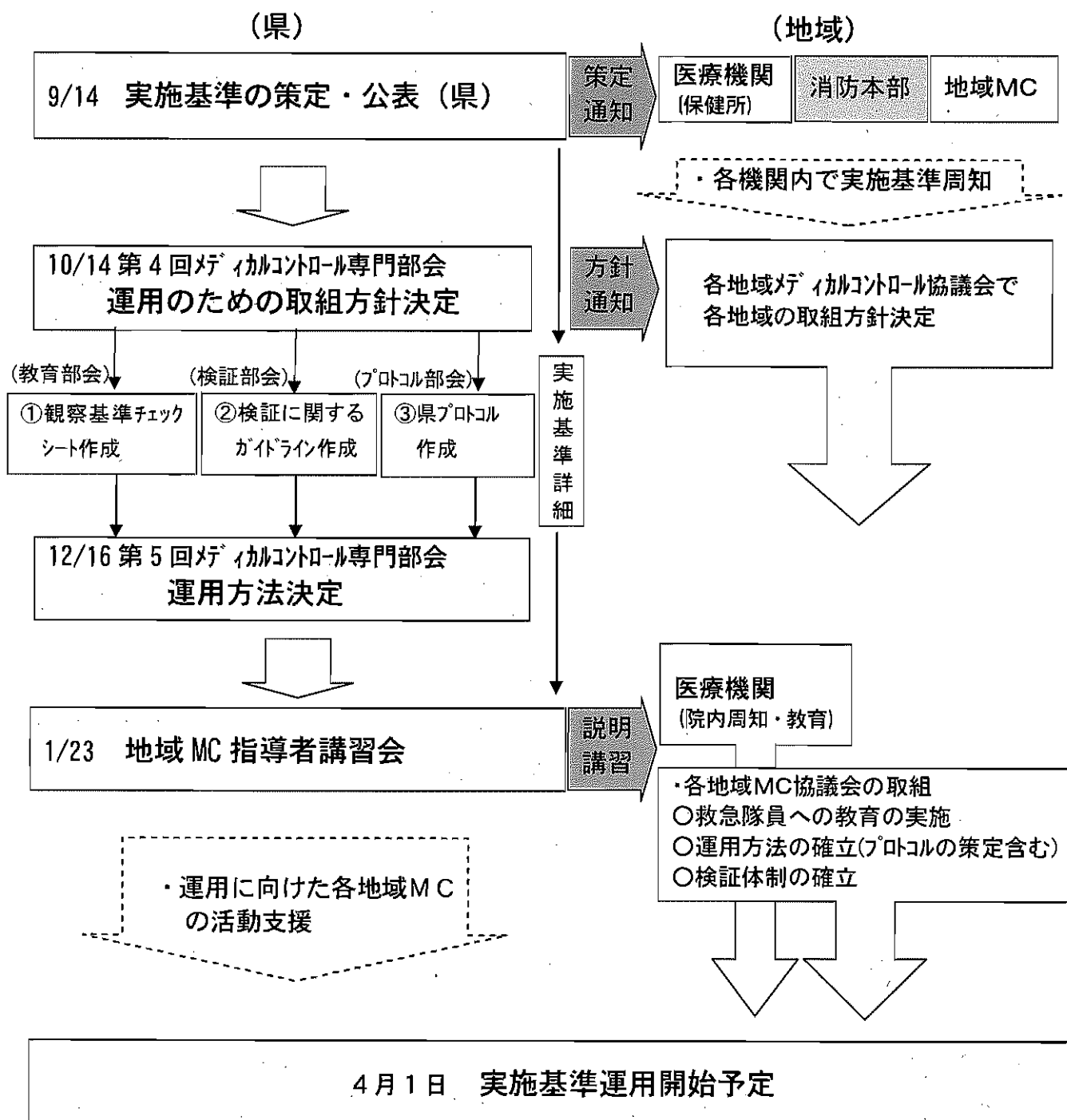
- MC教育体制の中での救急隊員への教育

検 証

- 事後検証体制の再構築 (検証基準、医療機関の情報の収集、活動記録票改定等)

運用方法

- 既存の救急医療体制を活用した体制整備 (輪番制、医療情報、医療機能分担)
- プロトコル作成・運用



実施基準の作成及び運用に向けた検討経過

H22. 1. 19 第1回救急搬送・医療連携協議会 (実施基準作成方針の決定)	
(搬送基準専門部会) (第1号)医療機関を分類する基準 (第2号)分類に応じた医療機関のリスト (第6号)受入医療機関の確保に関する基準 (第7号)その他基準	(メディカルコントロール専門部会) (第3号)傷病者の状況の観察基準 (第4号)医療機関の選定基準 (第5号)傷病者の状況の伝達基準
H22. 3. 24 第1回搬送基準専門部会 (分類基準(案)、受入医療機関確保基準の検討)	
H22. 4. 8 第1回救急搬送・医療連携担当者会議 (医療機関リスト作成の依頼：病院への調査実施、取りまとめ)	
(各地域で医療機関の受入可否調査の実施)	H22. 4. 15 第1回メディカルコントロール専門部会 (観察、選定、伝達基準の作成方針の協議)
H22. 5. 25 第2回救急搬送・医療連携担当者会議 (各保健所から医療機関調査の状況報告)	
H22. 6. 21 第2回搬送基準専門部会 (医療機関リスト、受入医療機関確保基準の検討)	H22. 6. 28 第2回メディカルコントロール専門部会 (観察、選定、伝達基準の検討)
H22. 6. 28 第3回救急搬送・医療連携担当者会議 (医療機関リスト掲載医療機関の確認) (各地域で医療機関リスト掲載医療機関への確認)	H22. 7. 5 救急担当課長会議 (観察、選定、伝達基準の協議) (各消防本部で観察、選定、伝達基準の内容の確認)
	H22. 7. 15 第3回メディカルコントロール専門部会 (観察基準、選定基準、伝達基準等の案を作成)
H22. 8. 3 第3回搬送基準専門部会 (分類基準、医療機関リスト、受入医療機関確保基準等の案を作成)	H22. 7. 27 救急担当課長会議 H22. 8. 23 消防長会議 (実施基準の協議)
H22. 8. 31 第2回救急搬送・医療連携協議会 (実施基準案の審議)	
H22. 9. 01 知事への意見具申	
H22. 9. 14 実施基準策定及び公表	
	H22. 10. 14 第4回メディカルコントロール専門部会 (実施基準運用のための取組方針について)
	H22. 12. 16 第5回メディカルコントロール専門部会 (実施基準の運用：周知・教育・検証の方針案を作成)
	H22. 12. 27 第4回救急担当課長会議 (実施基準運用に向けた取組協議)
H23. 1. 23 地域MC指導者講習会	
2月～3月各地域での周知・教育 (実施基準運用に向けた具体的な周知・教育)	
H23. 4. 1 実施基準運用開始予定	

4 消防の広域化について

1 現 状

平成20年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画」に基づき、国の定める広域化の期限（平成24年度末）内に、広域化の第一段階である8ブロックの実現に向け、単独消防本部の2ブロックを除く6ブロックにおいて、広域化の対象となる市・町長の了解を得ながら、広域化の推進に取り組んでいます。

【平成22年度の取組状況】

①四日市・菰野ブロック

- ・消防広域化研究会の開催
（研究会：H22年4月28日、11月22日）
（専門部会：H22年6月1日、9月27、28日、
10月13日、11月12日）

②鈴鹿・亀山ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

③伊賀ブロック

- ・広域消防運営計画策定委員会の開催
（委員会：H22年11月4日、H23年2月3日）
（専門部会：H22年5月7、12、18、21日、
8月17、24、25、26日、10月26、27、28日、
11月24、25、26、29日、12月20日、
H23年1月12、13、14、24日、2月18日）

④伊勢志摩ブロック

- ・消防防災研究会の開催
（研究会：H22年5月6日）

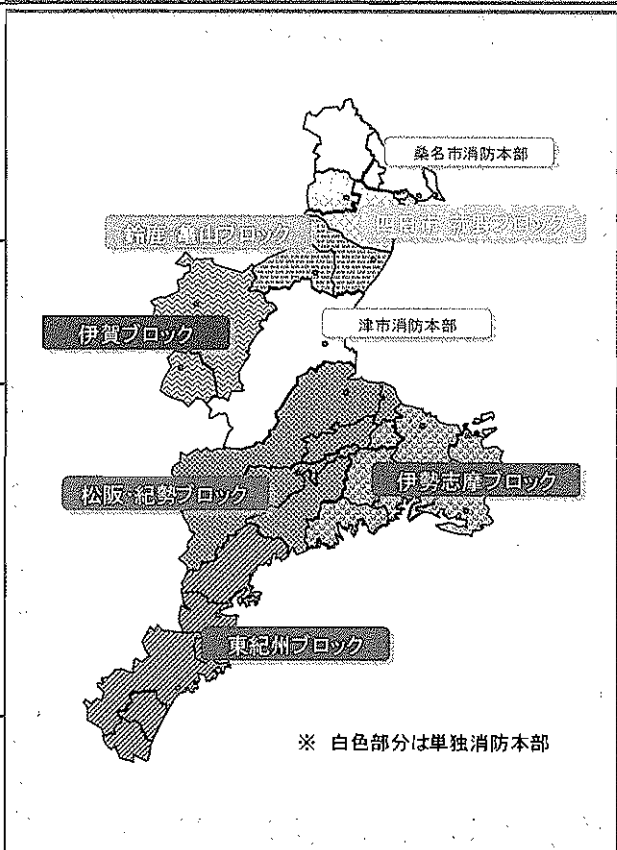
⑤松阪・紀勢ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

⑥東紀州ブロック

- ・消防のあり方勉強会の開催
（専門部会：H22年5月11日、H23年2月17日）

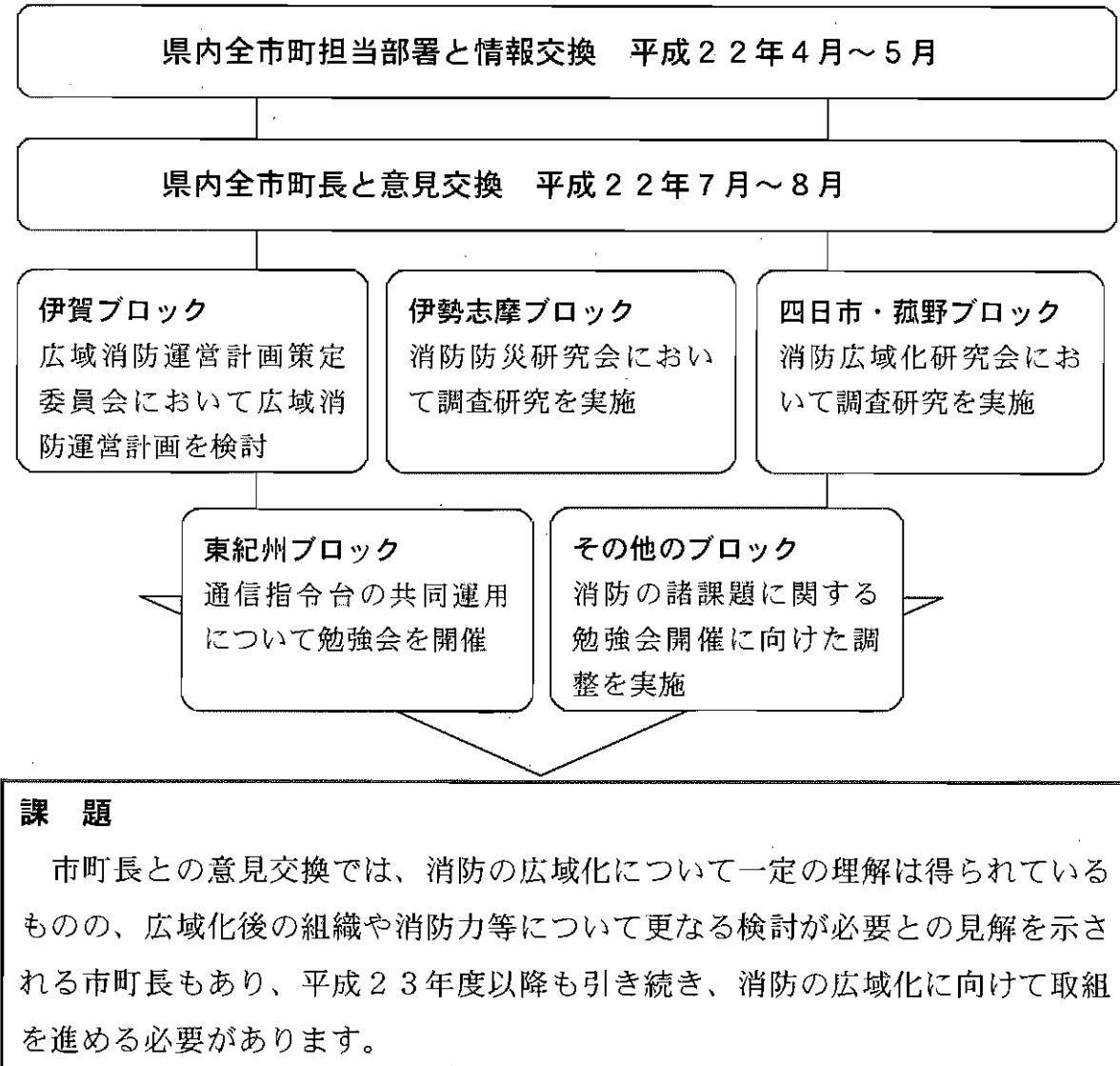
本県における広域化対象市町の組合せ



- * 委員会：消防関係者や学識経験者等を委員として広域化に向けた協議や検討を行う場。
- * 研究会：消防本部が広域化等について研究を行う場。
- * 勉強会：広域化に限らず消防における諸課題について意見交換を行う場。
- * 専門部会：委員会、研究会及び勉強会の下部組織で、総務、警防通信、予防等の分野ごとに調査を行う場。

2 取組の総括

平成22年度における消防の広域化に関する取組については、平成22年4月～5月に市町防災危機管理担当部署との情報交換、7月～8月に市町長との意見交換を行い、広域化の対象となっている市町長の了解を得ながら、各ブロックの状況に応じて取組を進めました。



3 今後の対応

平成25年度以降の、将来の広域化に向けた取組も見据えながら、伊賀ブロックの委員会、伊勢志摩ブロック及び四日市・菰野ブロックの研究会、東紀州ブロックの勉強会における取組を引き続き支援していきます。

また、その他のブロックについても、消防救急無線のデジタル化の県域整備を支援していくとともに、通信指令台の共同運用等消防の諸課題に関する勉強会の開催に向けて働きかけていきます。

5 三重県業務継続計画について（中間報告）

東海地震、東南海・南海地震のような大規模地震発生時には、県自身も被災することが十分想定されますが、そのような状況下においても、県では災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を発災直後から適切に行う必要があります。このことから、人やライフライン等の必要資源に制約がある状況下において、「非常時優先業務」を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分等の措置を講じることにより、適切な業務執行を実施することを目的として、「三重県業務継続計画」を平成22～23年度に策定します。

1 平成22年度の取組状況

本年度は、計画の基本方針（目標）について明確化するとともに、業務継続のための基本的な対応方針等、計画を策定していく上で必要となる項目に関して検討を行い、基本的な考え方を明らかにしました。さらに、それらの考え方を基本として、現在、業務継続のために必要となる庁内資源の現状での確保状況、及び非常時優先業務の選定に関して検討を行っています。

（1）計画の基本方針（目標）

- ① 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くします。
- ② 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。
- ③ 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努めます。

（2）業務継続のための基本的な対応方針

- ① 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害対応を中心とした非常時優先業務を優先して実施し、災害応急対策業務は最優先とします。特に、発災後72時間（目途）は、この方針を徹底します。
- ② 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分については、全庁横断的に調整します。
- ③ 通常業務は、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開します。

（3）計画の前提となる危機事象

【想定地震】

東海・東南海・南海地震連動発生の場合とします。

【発災時間】

冬の早朝5時に発災した場合とします。

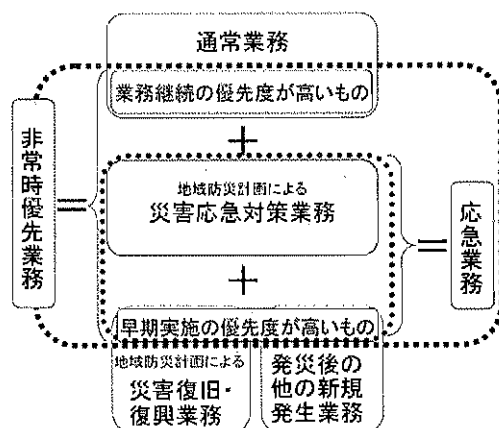
(4) 業務継続検討の対象とする組織の範囲

知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会のそれぞれ本庁及び地域機関、各行政委員会とします。

(5) 「非常時優先業務」の定義及び選定に関する基本的な考え方

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも2週間（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならない、かつ、1か月以内に「目標レベル（目標とする状況）」に到達していなければならない業務とします。

「目標レベル（目標とする状況）」
発災時において確保されるべき、許容限界以上の行政サービス水準をいう。
（目標レベル例）
【非常時優先業務名】
災害対策本部の設置運営
【目標レベル】
災害対策本部を速やかに設置するとともに、災害対策本部員会議を地震による発災後●●時間以内に開催し、県の災害対策方針の決定を行う。



非常時優先業務のイメージ

- ① 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定します。
- ② 非常時優先業務のうち、災害応急対策や災害復旧・復興業務に係る内容については、「三重県災害対策活動実施要領」等に掲げる各部所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定します。
- ③ 非常時優先業務のうち、通常業務に係る内容については、特に継続実施が不可欠な業務を非常時優先業務として選定します。
- ④ 本計画検討の前提としている発災時間以外（時間内）に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れて、非常時優先業務を選定します。

(6) 庁内における必要資源確保に関する検討

- 発災時に参集可能な職員数の把握
大規模地震発生時（非常体制時）の職員参集場所、参集所要時間等
- 業務継続のための資源、環境（庁舎、電力、情報通信、エレベーター、空調、什器、職員用食料・生活用品・トイレ等）の現状把握及び確保方策

大規模地震発生時に業務を継続するためには、必要な資源が確保されている必要があります。その資源の一つである職員に関しては、必要な人員の確保と適切な配置、安否確認等を行う必要があります。このことから、今回、大規模地震発生時における参集可能な職員数について算出を行いました。

(前提条件)

- ① 参集場所は、地域防災計画に規定の「非常体制」の場合の考え方にに基づく。
- ② 公共交通機関は、地震発生後少なくとも3日間は利用不可能と想定し、居住地から参集場所までの参集手段は、徒歩または自転車とする。
- ③ 居住地から第1～4参集場所までいずれも20 km以上離れている場合は、『参集できない』ものとし、3日目以降に参集可能であるとする。(徒歩または自転車による参集可能な距離の設定)
- ④ 居住地が津波浸水予測地域である場合、避難が最優先となるため、地震発生後少なくとも2日間は、参集は困難であると想定する。

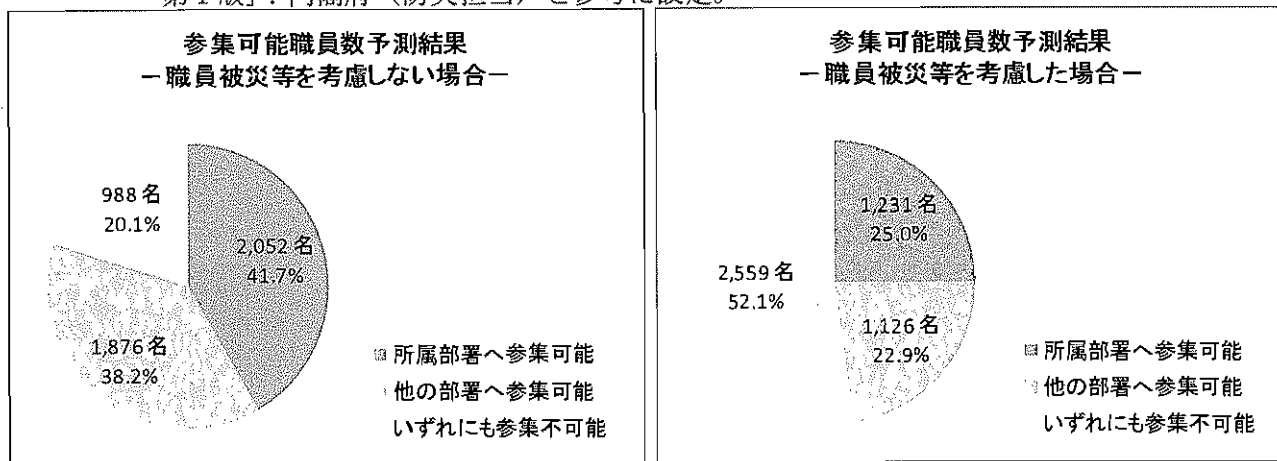
① 参集可能職員数の予測

今回、業務継続検討の対象とした組織に所属する本庁及び地域機関の職員4,916名(本庁:2,123名、地域機関:2,793名)に対して調査を行い、参集可能職員数について算出を行いました。

② 職員被災等を考慮した参集可能職員数の予測

阪神・淡路大震災の事例等からも、発災後少なくとも3日目までは、被災等による参集不能が想定されます。このため、「職員または家族等の被災」により職員の1割、「近隣の救出・救助活動への従事」や「参集途上での救命活動への従事」により職員の3割が参集不能と仮定し、被災等を考慮した場合の職員参集可能人数について算出を行いました。

※ 参集不能割合は、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」:内閣府(防災担当)を参考に設定。



2 今後の予定

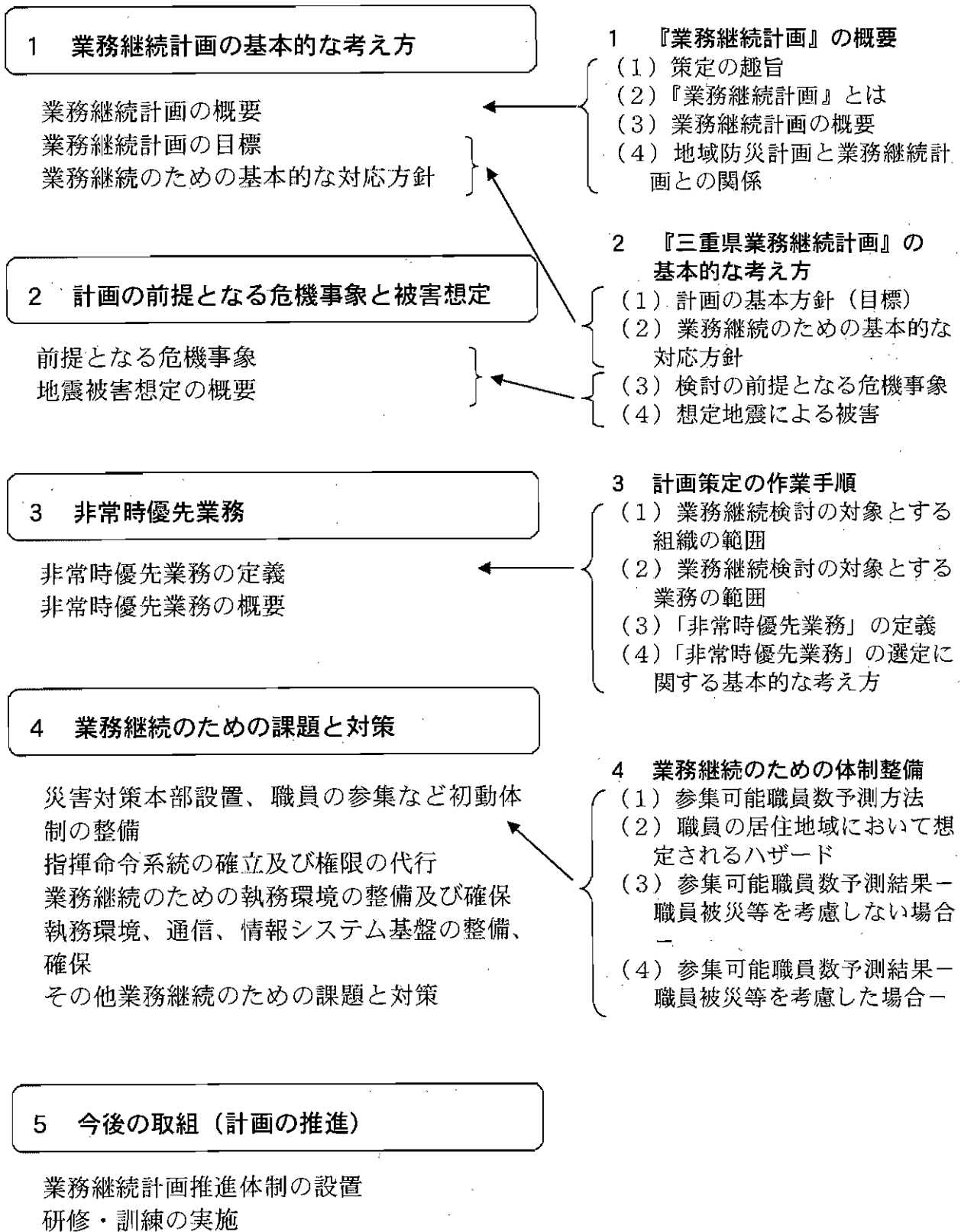
現在、必要資源の現状での確保状況や「非常時優先業務」の選定について、庁内において検討を進めているところです。

今後は、これらを取りまとめ、防災農水商工常任委員会や有識者等からご意見をいただき、「三重県業務継続計画」の作成を進めていきます。

業務継続計画の構成イメージと H22 年度中間報告項目の関係

業務継続計画の構成イメージ

別冊 3 (中間報告) の項目



6 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）について（中間報告）

東海地震、東南海・南海地震のような大規模災害発生時には、県民の安定した生活を早い時期に取り戻すことが必要となり、災害発生後の救援・救助等の応急対策に引き続き早期の復旧・復興対策が求められます。

こうしたことから、被災者の生活、まち、地域経済の再生・発展のため長期間にわたって継続的に実施することが必要な復旧・復興対策について、迅速かつ的確な対応が取れるよう、「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」（以下、「マニュアル」という。）を平成 22～23 年度に策定します。

1 平成 22 年度の実施状況

本年度は、「マニュアル」を策定する意義や復旧・復興期の定義、前提とする災害、復興の基本的視点、「マニュアル」の構成等について検討・整理を行いました。

「マニュアル」の基本的考え方を示す「第 1 章」（案）をとりまとめるとともに、「どの時期に、どのような仕事があるか」を示す全体フロー（案）を作成しました。

（1）復旧・復興期の定義

復旧・復興期は、「被災者が、一応の生命・資産等の安全が図られた『応急対策期』以降の、元の生活と同程度の生活を取り戻す『復旧対策期』、そして、新たな価値に基づき将来ビジョンの実現を目指した地域社会を創造する『復興対策期』までの期間」と定義します。

（2）前提とする被害

【災害の種類】

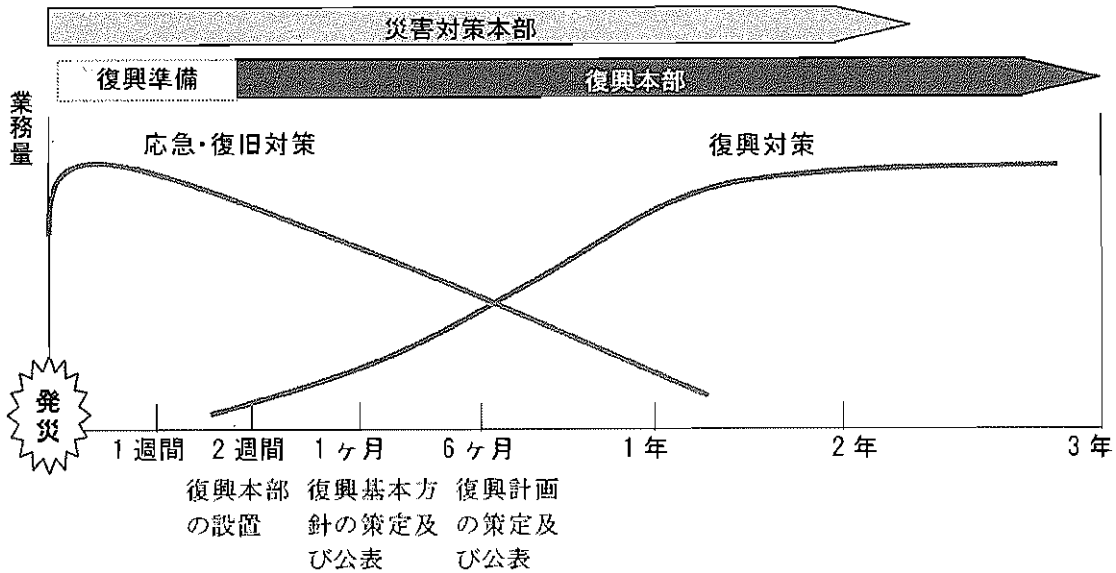
前提とする災害規模は、災害による地域的な被害が大きく、市町に災害救助法が適用されるなど、生活再建への一定の取組が必要とされる災害を対象とします。具体的な災害の種類としては、東海地震、東南海・南海地震や内陸直下型地震などの地震災害だけでなく、大規模な風水害や土砂災害の他、複合型災害も対象とします。

【前提条件】

県内に最も甚大な被害を及ぼすと想定される「東海・東南海・南海地震の同時発生時」を、前提条件とします。

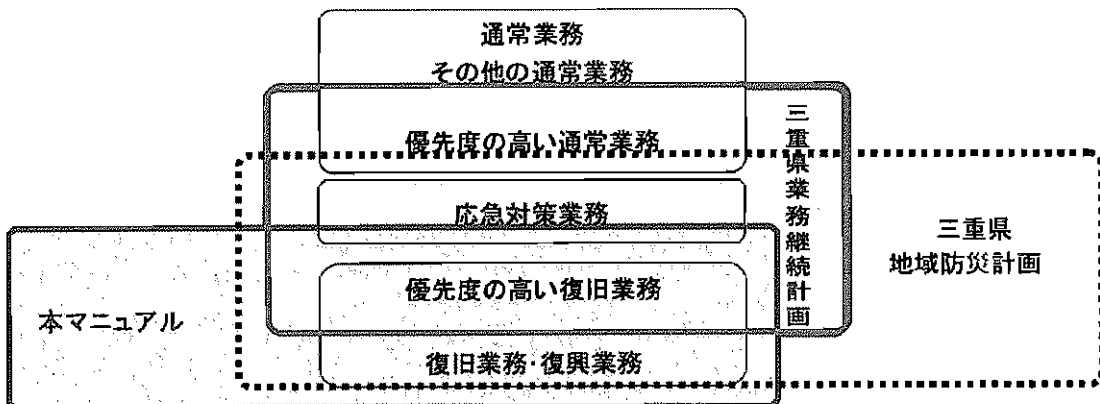
(3) 復旧・復興対策の目安となる時期

災害発生直後から救援・救助活動等の応急・復旧対策を実施する「災害対策本部」に続き、災害発生後概ね2週間後を目途に「復興本部」を設置し、概ね6ヶ月を目途に復興計画を策定していくことになります。



(4) 三重県業務継続計画との関係

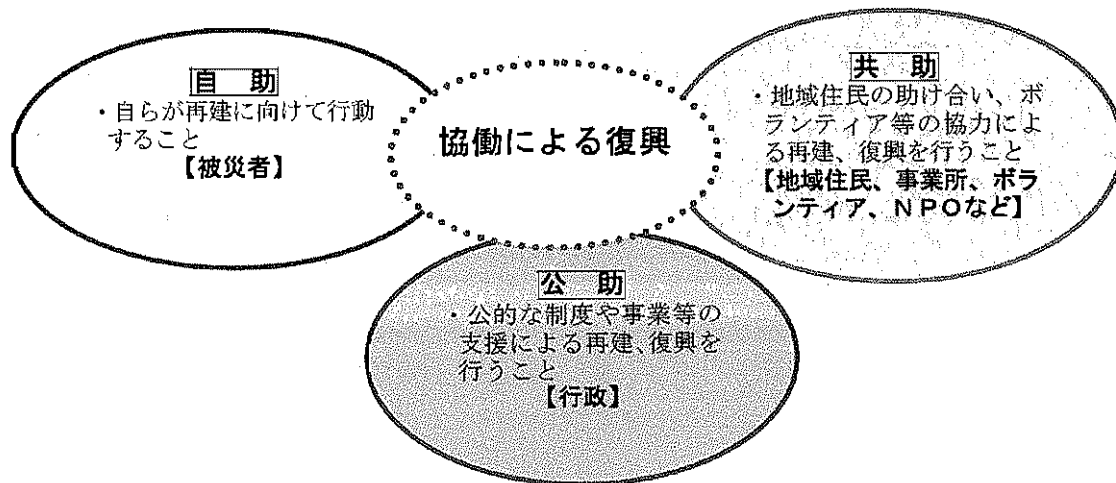
三重県業務継続計画と本「マニュアル」には重なる時期があることから共通する業務が含まれますが、三重県業務継続計画は、目標とする時期までに非常時優先業務を実施するうえで必要な資源の確保等を図るための計画である一方、本「マニュアル」は復旧・復興対策にかかる実施事項の手順や役割分担等を具体的に示すものです。



(5) 復興の基本的視点

災害からの復興は、「自助」の取組により県民主体で再建に向けて行動することが基本であり、それを「共助」の取組により地域住民、事業所、ボランティア、NPO等が相互に助け合うことが重要となってきます。

行政の役割は「自助」「共助」の取組を支援することであり、復興の主体である県民の意欲と活力を取り戻す対策を復興計画等により積極的に展開していく必要があります。



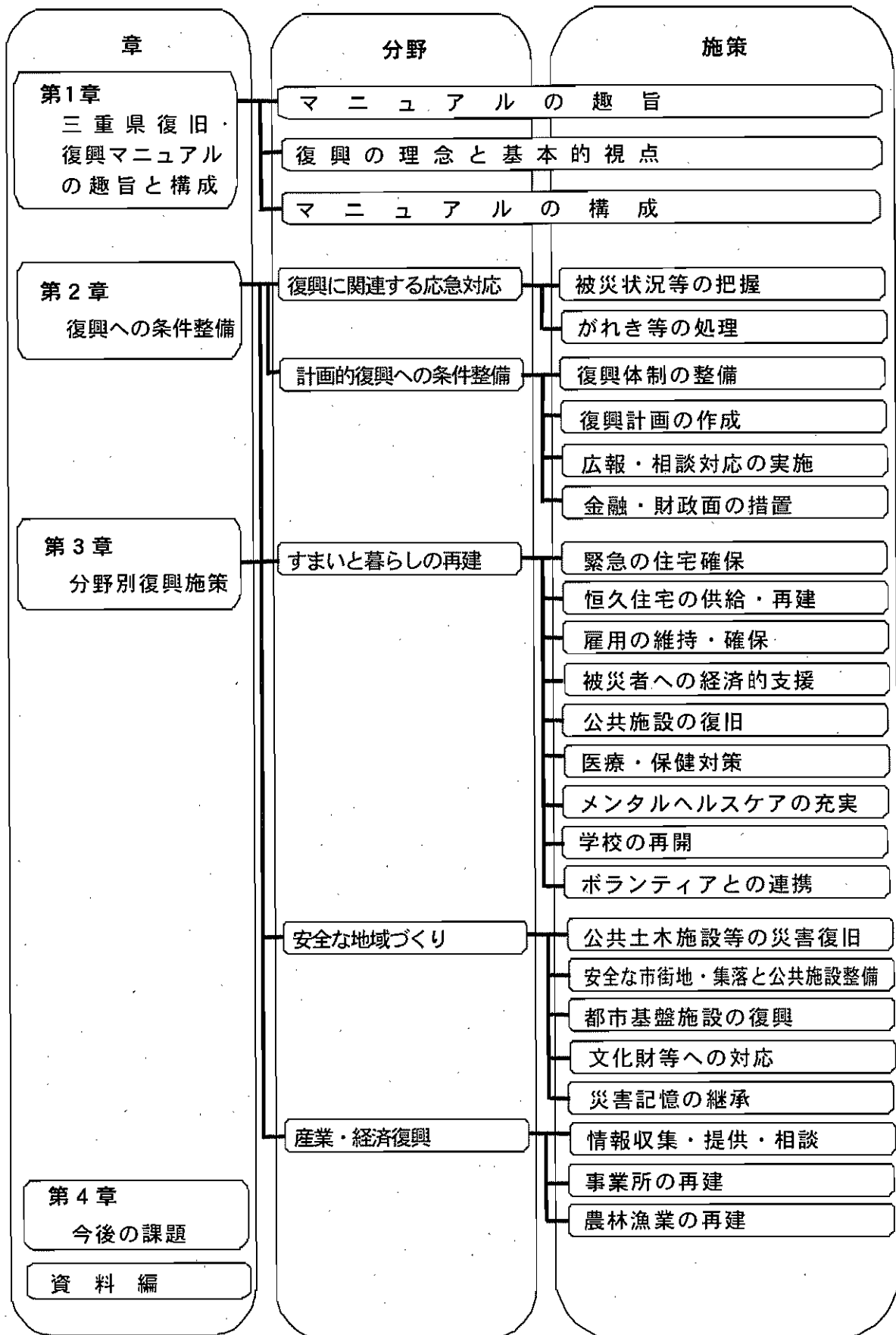
2 今後の対応

現在、復興体制や復興計画のあり方等を記述する「第2章」、すまいと暮らし、まちづくり、産業等の分野別復興施策を記述する「第3章」について、個別表（何を、だれが、いつ、どこで、どのような方法で実施するか示すシート）の原案を作成し、庁内において検討を進めているところです。

今後は、これらを取りまとめ、防災農水商工常任委員会や市町、有識者等からご意見をいただき、「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」の作成を進めていきます。

参 考

マニュアルの構成（案）



7 地域防災力向上に向けた取組について

1 平成22年度の取組

地域の防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、市町等の防災力を強化する取組を支援してきました。

市町については、平成20年度、22年度に実施した市町防災力診断結果等を踏まえた市町防災力向上アドバイザー派遣や防災技術専門員、指導員による継続的な技術支援などの結果、図上訓練を実施する市町が増加しました。

また、企業については、事業継続計画（BCP）の策定や防災に関して地域との連携等について研修を実施するとともに、企業間の防災連携等を目的とした「みえ企業等防災ネットワーク」を設立することができました。

(1) 自主防災組織活性化促進事業

地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すための事業を展開し、自主防災組織の活性化を図りました。

①地域防災教育センター研修

地域防災は地域の多様な主体が協働して実施する必要があるため、自主防災組織、消防団及び地元企業を対象に防災研修を実施しました。

【9 県民センター】 7 県民センターで実施済、2 県民センターは3月中旬実施予定

②実践型訓練等実施支援

市町または地域が主体となり、主に避難所開設や避難所運営訓練等の実践的訓練に講師を派遣しました。

【10 市町】

四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、多気町、明和町

③自主防災組織の広報誌「みえ自主防だより」の発行支援

国や県の防災対策の情報やデータ等を提供し、各市町や各自主防災組織等の機関紙等の発行を支援しました。

No. 5 : 自主防災はなぜ必要？
No. 6 : 自主避難（早期避難）のすすめ
No. 7 : 津波から身を守ろう！

④自主防災組織等交流会

特色ある活動事例の情報共有や地域活性化に向けての意見交換を実施することにより、自主防災組織活動の活性化や自主防災組織間の連携・強化をはかるため、県域及び県域を越えた交流会に加え、地域単位での交流会を実施しました。

○県域交流会

日 時：12月4日（土） 9：30～11：30 参加者：約100名

場 所：アドバンスコープ ADSホール（名張市青少年センター）

内 容：事例発表、意見交換 伊賀市柘植地域まちづくり協議会（H20 防災大賞）
伊勢市厚生地区まちづくりの会（H21 防災奨励賞）
名張市つつじが丘自治会（H18 防災奨励賞）
みえ防災コーディネーターの活動紹介

○4 県連携交流会（三重・和歌山・徳島・高知）

日時：1月23日（日） 場所：和歌山県有田市 参加者：約100名
三重県からの参加団体：鳥羽市子育て応援！！0,1,2,3サークル（H21防災大賞）

⑤ 自主防災組織リーダー研修

講師 山口大学大学院 理工学研究科 准教授 瀧本浩一

① 県営サンアリーナ（伊勢市朝熊町）（H23.3.9）

② 三重県消防学校（鈴鹿市石薬師町）（H23.3.10）

(2) みえの防災活力支援事業（みえの防災大賞）

特色ある防災活動を自主的に行っている県内の団体を表彰するとともに（大賞1団体、奨励賞5団体）、優良事例として発表することで、自主的な防災活動のより一層の充実、発展を促進しました。

募集期間：8月10日～9月10日 応募団体数：31団体

大賞：松阪市朝見まちづくり協議会

奨励賞：亀山防災ネットワーク 鳥羽防災ボランティアほっと
三重県立豊学校・津市米津北自主防災会 南伊勢町田曾浦区自主防災隊
ヤマモリ株式会社桑名工場

(3) 地域防災力向上支援プロジェクト事業

三重大学と連携して、次の事業を実施しました。

① みえ防災コーディネーター育成

地域防災の担い手となる防災リーダーを育成するため、自主防災・企業・行政等の防災担当者を対象とした講座を実施。（67名を「みえ防災コーディネーター」に認定）

開講期間7月11日～11月28日（津会場、尾鷲会場） 32講座

みえ防災コーディネーター登録者数 306名（H23.2.末現在）

② 三重県防災教育センター研修 4回

県内市町及び企業防災担当者や自主防災組織・消防団等を対象に防災研修を実施。

③ 防災ネットワーク活動支援・育成支援事業

既構築6ネットワーク（桑員、三泗、松阪、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の活動を企画段階から支援とともに、未構築地域での新たなネットワーク構築に向けた活動を支援。

(4) みえ防災コーディネーター連絡会

これまで育成してきたみえ防災コーディネーターが継続した活動を展開できるよう、相互の交流を図り、連携のとれた活動を促進することを目的として、「みえ防災コーディネーター連絡会」の設立（H23年2月11日）を支援しました。

(5) さきもり塾

三重大学が三重県と連携して開講している「美し国おこし・三重さきもり塾」は、三重県で発生する自然災害に備えて、県内の地域、企業、行政における防災に関するリーダーを養成するため、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育・研究する教育プログラムであり、平成23年2月12日に第1期生60名【特別課程生（7科目26講座）16名、入門コース生（2科目10講座）44名】が卒業しました。

今後、大学において、卒業生による「美し国おこし・三重さきもり倶楽部（仮称）」を設立し、情報交換、知識・能力の更なる向上、協力・連携に取り組んでいきます。

(6) 企業防災力向上事業（地域別企業向け研修）

事業所の防災力向上を促進するため、県内5箇所において、事業所の防災対策、事業継続計画、被災事業所の事例等について研修会を実施しました。

【5地域】参加者：339名（津、四日市、伊勢、桑名、伊賀）

(7) みえ企業等防災ネットワーク

企業防災を全県的に推進することを目的として、商工会議所、商工会等を通じて、企業と行政を中心とした連携、相互理解を深める仕組みとして、平成22年11月15日、「みえ企業等防災ネットワーク」を設立しました。

今後は、このネットワークを活用し、発災時の企業間協力体制の確立、BCPの普及促進、地域と企業との連携について検討を進めていきます。

(8) 市町防災力向上事業

市町及び地域において防災力向上のための取組が展開されるよう、市町に対して支援を行いました。

①市町防災力向上アドバイザーの派遣

平成20年度、22年度に実施した市町防災力診断結果に基づき、市町が防災力を高める対策を展開することができるよう、大学教員や県各部（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）職員からなる防災力向上アドバイザーを派遣し、問題点の把握、改善策の分析・検討を行い、総合的なアドバイスを行いました。

【8市町で実施、2市町で予定】

（実施済）桑名市、尾鷲市、いなべ市、朝日町、川越町、大台町、玉城町、大紀町、
（予定）松阪市、菰野町

②市町図上訓練支援

市町の防災力向上を支援するため、防災に関する専門的知識や指導能力のある専属嘱託員（5名）により、市町における図上訓練の導入を促進しました。

【20市町で実施】

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、木曾岬町、東員町、菰野町、川越町、多気町、明和町、大台町、南伊勢町、度会町、紀北町、御浜町

(9) いのちを守る減災対策推進事業

市町が実施する津波対策・孤立対策・避難所耐震化対策・災害時要援護者対策について、引き続き支援しました。（平成23年2月末現在）

① 津波対策促進事業（11市町 25件）

津波避難施設整備、津波避難路整備、津波避難誘導標識、停電時対応照明設備

② 孤立対策促進事業（7市町 7件）

資機材整備（発電機、浄水器等）、防災倉庫

③ 避難所耐震化対策促進事業（3市町 4件）

集会所等の公共的施設の耐震化

④ 災害時要援護者対策促進事業（18市町 39件）

資機材整備（AED、要援護者対応非常用トイレ、アレルギー対応食等）、高齢者世帯等への耐震シェルター設置・家具固定

(10) 防災文化醸成のための啓発活動

県民の皆さんに日頃から防災に関する正しい知識を身につけていただき、防災意識の向上を図ることを目的に、さまざまな啓発活動を展開しました。

- ① 9月26日(日)「みえ風水害対策の日」啓発事業 参加者：約800名
みえ防災標語の表彰式、防災講演会等
- ② 12月4日(日)「みえ地震対策の日」啓発事業 参加者：約700名
みえの防災大賞表彰式、基調講演
- ③ テレビやラジオを活用した啓発番組を毎週放送するほか、防災啓発特別番組の企画・放送、新聞広告による啓発
- ④ 防災啓発車(地震体験車)
- ⑤ みえ出前トーク等派遣講演

2 課題

① 自主防災組織

活発な活動を行っている組織はあるものの、避難訓練などの実践的な訓練が効果的に実施されているかについて、実態を把握し、実情に沿ったよりきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

② 企業

被災後の早期の復旧や事業継続といった企業自身の防災力向上や地域との連携によって地域防災力の向上に貢献することが求められています。

③ 市町

防災に熟知した人材が十分でないところもあることから、各市町が自立して取組む体制づくりを進めるための支援を継続していく必要があります。

3 今後の対応

課題に対応するため、これまでの取組に加え、平成23年度は次の取組を実施し、地域防災力の向上を促進していきます。

① 自主防災組織等地域支援

- ・ 自主防災組織の活動状況等の実態を把握し、災害時に適切な行動が取れるよう、地域における図上訓練や避難所運営訓練等、実践的な活動を支援します。
- ・ 活性化していない自主防災組織を抽出し、市町とともに活性化をモデルとして支援します。

② 企業支援

- ・ みえ企業等防災ネットワークの活動支援を通じて、それぞれの企業における事業継続計画の策定及び、地域との連携強化を促進します。

③ 市町支援

- ・ 地域の課題に応じた避難の考え方や避難所のあり方などを検討するとともに、市町域を越えた広域的な避難対策及び孤立地区の救援対策を充実させるため、市町及び消防等救援機関と連携し、広域的な避難・救援対策を強化します。

8 審議会等の審議状況について

(平成22年11月25日～平成23年2月13日)

1 三重県救急搬送・医療連携協議会【健康福祉部と共管】

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会
2 開催年月日	平成22年12月16日【第5回】
3 委 員	部会長 三重県医師会 理 事 小林 篤 委 員 市立四日市病院救急救命センター センター長 市原 薫 外17人
4 諮 問 事 項	「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の運用方針について
5 調査審議結果	上記実施基準運用に関する検討
6 備 考	消防法第35条の5第2項